

第3期葉山町環境基本計画

2022年-2030年

(素案)

地球上の人々と共生する持続可能な社会に向けて、
豊かな自然と調和した安全で快適な生活を実現するまち

令和3年 12月

はじめに

葉山町は、青い海と緑豊かな丘陵に囲まれた首都圏近郊の温暖な地として親しまれ、御用邸の町、或いは保養地として広く知られ発展してきました。

町の美しい海辺や自然豊かな山並みを未来へ継承するため、自然環境の保全を推進していく必要があります。

現在、別荘
変化し、身近
こうした現
た自然と共生
町では、平
像を「地球上
な生活を実現
できましたが
定を行いまし



なか、生活環境も大きく
しています。
、リサイクルを中心とし
重要と考えております。
するため、望ましい環境
囲まれた中で安全で快適
し、環境保全に取り組ん
即した計画内容として改

今後も引き続き町民、事業者、市町村、町が一体となり協働を進め、緑地の保全再生による社会的価値の向上、ゴミの資源化・減量化による「ゼロ・ウェイストへの挑戦」、外来生物対策による生物多様性の保全など様々な環境活動を推進し、残された自然環境・自然の恵みを共有しながら、自然環境を守り育て、自然と共存するための町づくりを進めてまいりますので、皆様方のご支援ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、葉山町環境審議会委員の皆様を始め、多くの方々に貴重なご意見、ご指導をいただきましたことに感謝を申し上げ、葉山の自然を多くの方々に知っていただき、環境問題に取り組む機会となればと願っております。

平成 23 年 3 月

葉山町長 山梨 崇仁

葉山町環境基本計画 目次

中学生が考える～10年後に残したいと思う葉山の環境～

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置付け……………1
2. 計画の対象範囲……………2
3. 環境を取り巻く主な動向……………3
4. 計画の実施主体……………5
5. 葉山町の環境の現状……………5

第2章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像……………7
2. 基本目標……………8

第3章 基本施策と環境配慮・行動指針

1. 基本目標1「脱炭素」に対する基本施策・行動指針……………9
2. 基本目標2「海と山のいのち」に対する基本施策・行動指針……………11
3. 基本目標3「くらし」に対する基本施策・行動指針……………13
4. 基本目標4「資源・ごみ」に対する基本施策・行動指針……………15
5. 基本目標5「学びあいと協働」に対する基本施策・行動指針……………17

第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制……………19
2. 計画の進行管理……………20

資料編

1. 葉山町環境基本条例……………21
2. 葉山町環境基本計画の改定経過……………22
3. 環境審議会……………22
4. 環境に関するアンケート……………25

中学生が考える～10年後に残したいと思う葉山の環境～

環境基本計画改定にあたり、町の中学生を対象に「環境に関するアンケート」を実施しました。
「あなたが葉山町の環境で好きなところ、10年後も残したいと思う環境はどんなところですか？」

「海」

- ・憧れとなっている葉山の海をきれいに保ちたい。また、今よりもごみの数を減らし、自慢になる海にしたい。(葉山中3年)
- ・10年後の葉山でも今の海があってほしいと思います。10年後の葉山の子どもたちも葉山の海で遊んだり日常を過ごしてほしいと思います。私も10年後友達と戻ってきて今と同じように遊びたいです。(南郷中3年)
- ・僕が残しておきたい葉山の環境の好きなところは海の綺麗さです。日本から見ても自慢できる葉山の海の綺麗さを10年後でも何年後でも、ずっと残していきたいです。(南郷中2年)

「自然」

- ・海や山などの自然です。海や山の綺麗さやどんな生き物が生息しているかなどたくさんのことを学べ、人間もすべてを知り、共存しあうべきだと思ったからです。(葉山中3年)
- ・海や山・植物などの自然が豊かで、都会化しすぎず静かで落ち着くところ。春は花と鳥、夏は海、秋は花と空、冬は山など、四季折々の自然が楽しめる場所。(葉山中2年)
- ・海や山、川をきれいなまま残していきたい。なにより次の世代が「葉山が自然豊かだ」と今の自分と同じことが言えていたら嬉しいから。(葉山中2年)
- ・いつも家から出ると木の匂いがしたり、海の近くに行ったら潮の匂いがしたりする、日常の中で自然が感じられるところが好き。10年後も20年後も変わらないでほしい(南郷中3年)
- ・山と葉山に生息している生物です。絶滅危惧種のサンショウウオやサラサヤンマなどもあります。このような豊かな自然、様々な生物の暮らす葉山が大好きです。(南郷中1年)

「暮らし」

- ・過ごしやすくて人柄が良いところ(葉山中3年)
- ・治安が良い(地域の人々がどこにいても挨拶などをしてくる)(葉山中3年)
- ・街の雰囲気。10年後なども居心地の良い街であってほしいから(葉山中2年)
- ・自然豊かでゴミが落ちていないようなきれいな町。治安が良い町(葉山中2年)
- ・都会の様に、ビルばかりではなく自然をしっかりと残した状態で町が発展している所(葉山中2年)
- ・自然、文化、町民の人を思う心(葉山中2年)
- ・ビル街になってほしくない。自然のままにしてほしい。(葉山中1年)

アンケートの設問の中で、
という問いに対して出た中学生の声（抜粋）をまとめました。

「山」

- ・葉山の好きな所は山が沢山あるところです。ホタルなどの絶滅危惧種が住むほど自然豊かなところです。（葉山中3年）
- ・私が葉山町でこれからも残していきたい環境は山です。近くに山があるからこそ自然とふれあえる様々な経験が小さい頃からでき、山などの自然の大切さを学ぶことができるからです。（南郷中3年）
- ・360度見回したら必ず山が、木々が揺れている景色が見える町（南郷中3年）
- ・山は環境にも優しく、いま問題である地球温暖化も二酸化炭素が増えることで起こっている減少なので山を残していけばその地球温暖化問題も少しはよくなると思うからです。（南郷中1年）

「緑・木」

- ・緑が多いところ。主に好きだと感じるときは夏です、夏の暑い日にたとえば葉山第一古墳などの緑の多い場所に入ると涼しく気持ちのいい風が感じられて好きです（南郷中3年）
- ・森林が葉山の象徴なので森林を残していきたい。（南郷中3年）

「川」

- ・川がきれいで場所によってかもしれないけど川にカワセミがいて川が綺麗だと思うので（葉山中1年）
- ・森戸川の上流の方はとても水がきれいで、沢に小さなカニがいたりとても自然豊かで、これからも残していきたいなと私は思っています。（南郷中1年）

- ・大きい建物や便利なところができ生活がより過ごしやすくなるのはいいけど、それによって葉山ならではの自然が失われていくのは少し違うと思います。葉山の海、山もそうですが葉山でしか味わえないような食べ物を大事にしていきたいです。なぜなら、他の自然があるところとかわらないようでは観光客にひとも、今住んでいる人も魅力を感じなくなってしまうので葉山らしさを大事にしたいです。（南郷中2年）

アンケート概要：実施期間 令和3年6月17日（木）～7月20日（火）
対象：町立中学校2校 全学年全クラス

第1章 環境基本計画の基本的事項

1. 計画の目的と位置付け

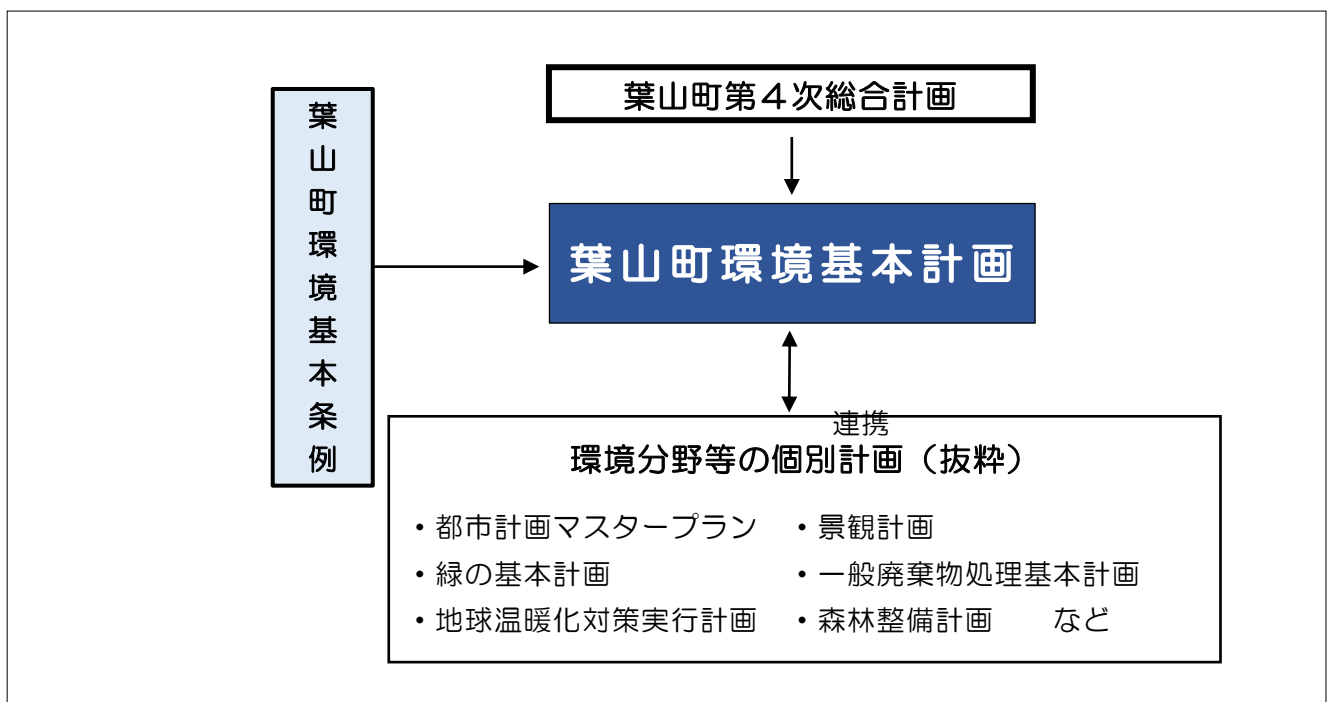
本計画は、「葉山町環境基本条例」（平成 11（1999）年 4月 9日 条例第 6号）の第 3条に掲げる基本理念の実現に向けて、目標とする将来像の実現のために、どのような取り組みを進めていくかという方針を定めるためのもので、葉山町の豊かな自然環境及び良好な環境の保全に関する最も基本となる計画です。

計画期間は令和 4（2022）年度から令和 12（2030）年度までとしますが、基礎的条件である環境や社会経済情勢の変化に対応し、適宜見直しを図るなど柔軟に対応します。



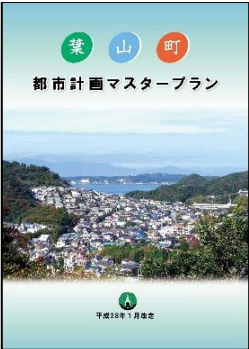
本計画は、町の上位計画である「葉山町総合計画」に掲げた施策の方針について、環境面から具体化するもので、町の自然・社会環境の特性、まちづくりの方向性を十分考慮しながら、様々な環境問題に対する取り組みを効果的かつ効率的に進めていきます。

葉山町環境基本条例第 3条の基本理念

- 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。
- 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。

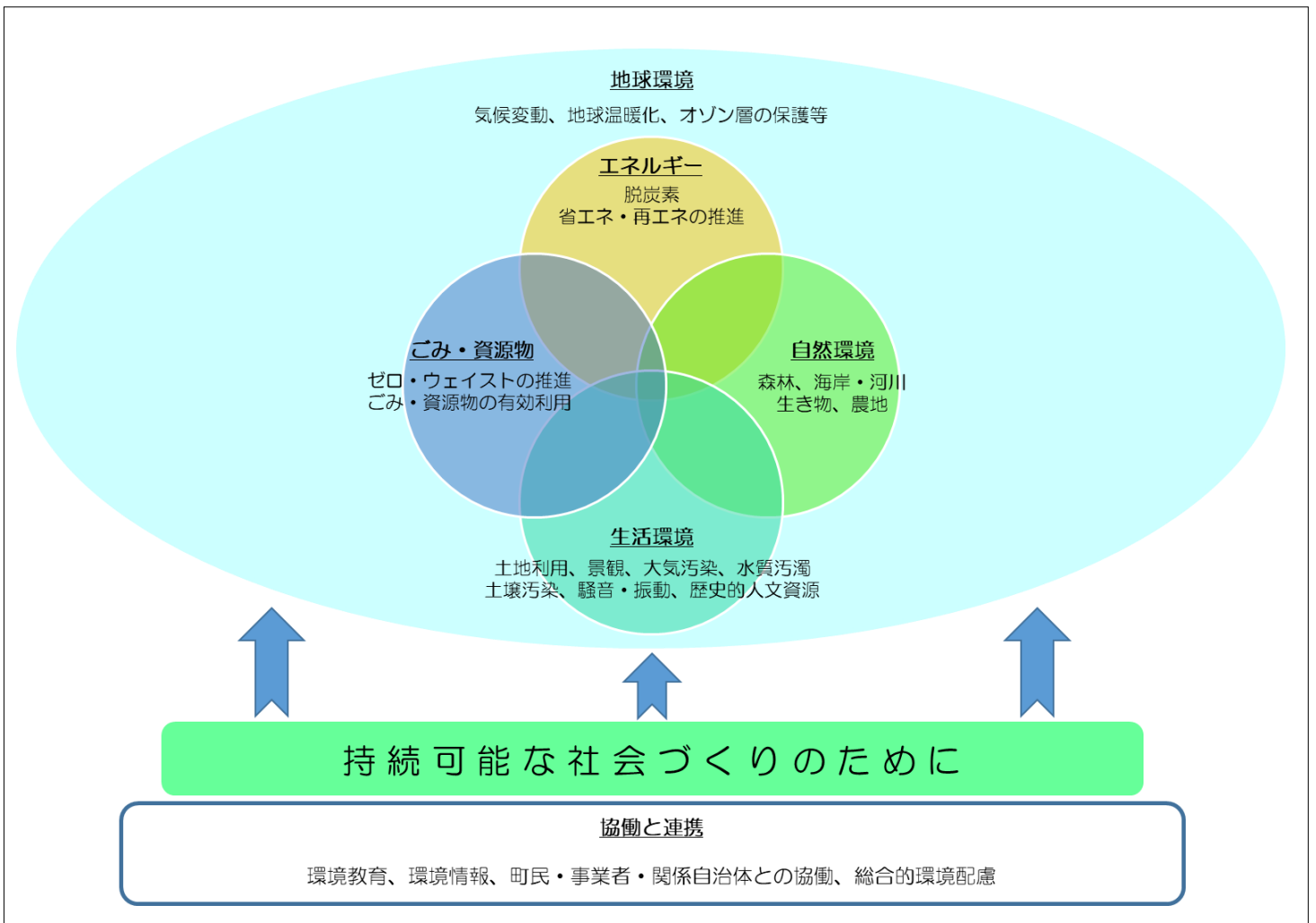


環境分野等の個別計画（抜粋）

<p>改訂 薬山町ごみ処理基本計画</p>  <p>平成29年3月 （平成31年3月期直し） 薬山町環境部環境課</p>	<p>薬山町江沼水処理基本計画</p> <p>平成28年3月 （令和3年3月 中間見直し） 江沼薬山町</p>	<p>改訂 薬山町緑の基本計画</p>  <p>平成28年3月 薬山町</p>	<p>第五期薬山町地球温暖化対策実行計画</p> <p>平成31（2019）年4月 薬山町</p>
ごみ処理基本計画	生活排水処理基本計画	緑の基本計画	温暖化対策実行計画
<p>薬山町景観計画</p> <p>平成29年4月 薬山町</p>	 <p>平成28年1月制定</p>	<p>薬山町森林整備計画</p> <p>平成28年1月制定</p>	
景観計画	都市計画マスタープラン	森林整備計画	

2. 計画の対象範囲

本計画で対象とする範囲は、次のとおりです。



3. 環境を取り巻く主な動向

(1) パリ協定の採択

平成 27 (2015) 年 12 月に第 21 回締約国会議 (COP21) においてパリ協定が採択されました。パリ協定の目標は「世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて 2℃未滿に保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求する」とされています。これを受けて我が国は平成 28 (2016) 年 5 月に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、また、令和 2 (2020) 年 10 月には 2050 年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指すことを宣言しました。この目標達成に向けて、国や自治体を挙げた取組みの推進が必要とされています。

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標 (SDGs) は、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された、令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17 のゴールと 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。



SDGs の各ゴールと本計画に**関連する取組み**について、次のとおり整理しています。

SDGs のゴール	本計画に 関連する取組み ※
 2 飢餓をゼロに	フードロス、食品ロスの減少 ⁴
 4 質の高い教育をみんなに	環境教育の推進 ⁵
 6 安全な水とトイレを世界中に	公共下水道整備の推進 ³ 合併処理浄化槽の普及促進 ³
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	再生可能エネルギーの導入促進 ¹
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう	ライフスタイルへの転換等による脱炭素への配慮 ¹ 災害に強く自然と共生した土地利用 ³
 11 住み続けられるまちづくりを	生活環境の保全による公害発生の防止 ³ ごみ・資源の適正な処理による生活環境の維持 ⁴ 周辺環境に配慮されたまちづくり ⁵
 12 つくる責任つかう責任	脱炭素型のライフスタイルの推進 ¹ ゼロ・ウェイストの推進 ⁴
 13 気候変動に具体的な対策を	省エネルギーの徹底による温室効果ガスの削減 ¹ 緑の保全による保水機能の維持 ²
 14 海の豊かさを守ろう	マイクロプラスチック等による海洋汚染の防止 ² はやまクリーンプログラムの推進 ⁴
 15 陸の豊かさを守ろう	森林の保全と育成 ² 海岸・河川などの水辺地の保全 ² 動植物・生態系の保全 ²
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	町民・事業者・関係自治体との取組みと協働 ⁵

※基本施策の番号は、関連する基本目標を表しています。

1：脱炭素、2：海と山のいのち、3：くらし、4：資源・ごみ、5：学びあいと協働

(3) はやま気候非常事態宣言

近年、環境問題は日常生活から地球規模の問題まで広範囲に及んでいます。特に気候変動については世界で様々な異常気象が観測され、猛暑や干ばつ、台風の巨大化等による甚大な被害が発生し、もはや気候変動ではなく気候危機であるとさえ言われています。

町は、青い海と緑豊かな丘陵に囲まれた首都圏の温暖な地として親しまれ、御用邸の

町あるいは保養地として広く知られ発展してきました。

そうした背景から、これまで町の美しい海辺や、自然豊かな山並みを未来へ継承するための取組みを進めてきました。しかし、地球温暖化に起因する気候変動が本町にとっても著しい脅威となっていることをあらためて認識し、全町一丸となって気候非常事態に取り組んでいくため、令和3（2021）年3月18日に「はやま気候非常事態宣言」を表明しました。2050年という先の目標ではあるものの、今から何を実行すべきか決断が迫られており、その一歩目が「はやま気候非常事態宣言」です。

「はやま気候非常事態宣言」で示した5つのアクション

1. 町民や事業者へ再生可能エネルギーの利用や省エネルギーの推進について周知・啓発をします。
2. 2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにすることを目指します。
3. ゼロ・ウェイスト社会の実現を目指し、4Rの徹底を図るなど、様々なごみの減量・資源化策を推進します。
4. プラグミゼロを目指す「はやまクリーンプログラム」の取組みを推進します。
5. 海や里山などを守り、本町の豊かな自然環境を未来へ継承します。

4. 計画の実施主体

本計画では、町に関わる全ての人（町・町民・事業者・滞在者）が危機を共有するとともに、実施主体として次の役割を果たしていく必要があります。

町	環境を保全するための中心的な役割を担い、各主体や行政に関わる諸機関、町議会等と協働・連携をしつつ、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向けて、町の環境の状況に応じた施策を策定し、実施します。 また、広域的な取組みについては、国や近隣自治体と連携を図り、協力を努めます。
町民	日常生活の中で、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した暮らしを実践するとともに、町の環境保全に関する施策に対して、積極的に参加・協力します。
事業者	自らの事業活動が環境に負荷を与えること十分認識し、公害発生の防止など環境への配慮に最大の努力を払うとともに、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向け、町の施策に積極的に協力します。
滞在者	葉山町の町民・事業者・町の環境への取組みを尊重し、滞在期間中これに積極的に協力します。

5. 葉山町の環境の現状

町を取り巻く環境の現状は、毎年度発行している町の環境状況報告書「はやまの環境」に記載します。この報告書は環境基本条例第10条に規定された「環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書」として位置づけて、公表しています。



葉山町の海と山

第2章 望ましい環境像と基本目標

1. 望ましい環境像

町の環境は、首都圏近郊にありながら、相模湾に面し、富士山や箱根の山々を眺望できる美しい海岸線をもつ海と、緑豊かな丘陵地に囲まれた自然環境を有しております。

この恵まれた環境により、人々の交流が生まれ、地域社会の交流、世代間の交流等々、さまざまな交流の場がひろがり、文化・芸術活動や生涯学習活動・コミュニティ活動などが生まれています。

しかしながら、近年の生活スタイルは、大量生産・大量消費をもたらし、環境へ大きな負荷を与え、頻発する異常気象による災害など重大な環境問題へと**広がり**、パリ協定やSDGsなどに向けて地球規模での取組みが求められています。

このため、私たちは良好な葉山の環境を保全し、次世代に継承するため、町の将来を担う中学生に環境に関するアンケートを実施しました。そのアンケートで出た意見を踏まえ、持続可能な社会や脱炭素社会の実現に向け、気候非常事態や地球温暖化対策、リサイクル・廃棄物問題、海・里山の保全等への対応を推進し、私たちの環境に関わる問題解決に向けて、町民・事業者・町が環境問題の重要性を再認識することで、安全で快適な生活を実現できるように“望ましい環境像”を次のように設定します。

地球上の人々と共生する持続可能な社会に向けて、
豊かな自然と調和した安全で快適な生活を実現するまち



森戸海岸上空から見た町並み

2. 基本目標

町の望ましい環境像を実現するため、地球環境へ配慮し、環境問題に取り組んでいくための視点として、「脱炭素」、「海と山のいのち」、「くらし」、「資源・ごみ」、「学びあいと協働」に基づいて次の基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標 1 脱炭素 脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづくり

「はやま気候非常事態宣言」アクション2に示したとおり、2050年までに脱炭素社会を実現するために、省エネルギーの徹底と再生可能エネルギーの導入を積極的に推進します。

基本目標 2 海と山のいのち 人と自然が調和する健全な自然環境の保全

町の青い海や緑豊かな里山など美しい自然がもつ様々な機能や役割を未来へ引き継ぐため、緑・水辺の整備等を通じて適切な保全と活用を推進します。

基本目標 3 くらし 健康に暮らせる良好な生活環境の保全と、潤いと安らぎのある快適な環境づくり

気候変動により大規模化する風水害に備え、町民の生活環境を守り危険を未然に防ぐために自然と共生する土地利用や、「都市・生活型公害」の発生防止等の対応を通じて、潤いと安らぎを感じることのできる快適な環境づくりを推進します。

基本目標 4 資源・ごみ ゼロ・ウェイスト社会を目指す循環型のまちづくり

町は「葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦」を掲げ、循環型社会の形成に向けて取り組んでおり、町民の理解と協力、環境意識の高さから町の資源化率は約50%と全国的に見ても非常に高い水準にあります。今後も環境への負荷を軽減するため資源を有効かつ効率的に利用する対策など循環型のまちづくりを推進します。

基本目標 5 学びあいと協働 様々な主体が学びあい、協働で進める環境保全

環境の保全と創造に向けて、町民・事業者・町が様々な活動の場において環境について学びあい、環境に配慮した取組みを協働で推進します。

基本目標 1 脱炭素

脱炭素社会の実現に向け省エネ・再エネに取り組むまちづくり

1. 葉山町の基本施策

(1) 省エネルギーの徹底

役場庁舎や町道の照明などはLED化しており、エネルギー負荷の低減を図っていますが、これに加えて、他施設でのLEDの導入、節電・節水、公用車のエコカー導入等の省エネルギーに向けた取組みを徹底することで温室効果ガスの排出量を削減します。

町民・事業者に向けては町の取組みを含めてCOOL CHOICE¹の推進や省エネ設備や機器、エネルギーに配慮した建築であるZEH・ZEB²への改修等について普及啓発をします。



(2) 再生可能エネルギーの有効利用・普及啓発

再生可能エネルギーの有効利用については、公共施設の使用電力を再生可能エネルギー由来の電力へ順次切替え、また、新たな施設整備にあたっては再生可能エネルギーシステムの設置等を検討します。

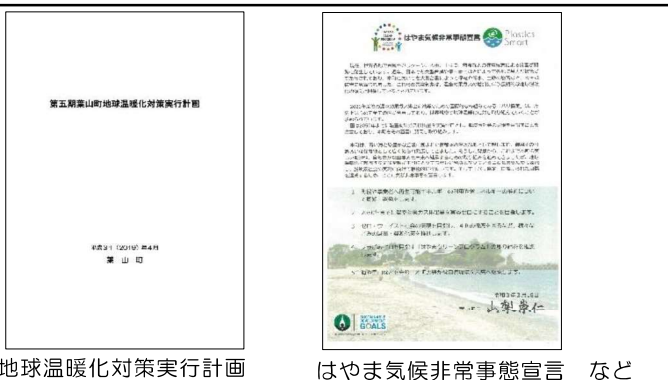
また、町民や事業者に向けて積極的に情報を周知し、町全体で再生可能エネルギーの有効利用ができるよう普及啓発をします。

(3) 脱炭素への配慮

脱炭素社会の実現には、脱炭素・低炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへ転換していくことが重要です。町民や事業者にとって、省エネが我慢という消極的なイメージではなく、新しいライフスタイルとして受け入れられる必要があります。

町ではグリーン購入やカーボンフットプリント³など環境に配慮された製品の調達等を進め、機器の更新の際には省エネ設備の導入をします。これらの町の取組みや脱炭素・低炭素に貢献する製品への買換え・サービスの利用、地産地消の推進、カーボンオフセット⁴への取組みなどの周知に努めることで、町・町民・事業者が脱炭素への配慮を実践していけるよう、積極的に情報発信をします。

関連する計画等



¹ COOL CHOICE・・・温室効果ガスの排出量削減のために、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「ライフスタイルの選択」など、日々の生活の中であらゆる「賢い選択」をしていこうという取組みです。

² ZEH（ゼッチ）・ZEB（ゼブ）・・・それぞれネット・ゼロ・エネルギー・ハウス、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル、の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネを徹底し再エネを導入することで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。



2. 環境配慮・行動指針

なぜ配慮するの？

- ・地球温暖化が進むと、生活ができなくなってしまうからです。
- ・再生可能エネルギーシステムや電気自動車等は、脱炭素に資するだけでなく災害の際にも有効利用ができるからです。

《町民の行動》

- 再生可能エネルギーシステムや再エネ由来の電力プランの導入に努めます。
- 節電・節水など省エネルギーへの取組みを徹底します。
- ZEH やエコカー、省エネ製品の導入や農産物等の地産地消に努めます。
- 移動には公共交通機関や自転車等の利用に努めます。

《事業者の行動》

- 節電・節水、クールビズ・ウォームビズの実践等の省エネルギーに努めます。
- ZEB への改修や社用車等のエコカー、省エネ製品の導入に努めます。
- 脱炭素・低炭素に貢献する製品・サービスの提供を検討します。

《滞在者の行動》

- 節電・節水など省エネルギーに心掛けます。
- 移動には公共交通機関やレンタルサイクル等の利用、またはエコドライブを心がけます。

中学生の声（環境のためにしていること・葉山町に協力してほしいこと）

- ・エアコンや照明など電気はなるべく使わない！メディア等で騒がれている SDGs において大事なのは環境への気持ちを一人ひとりがもつことだと思う。たとえ一人が行動してもほとんど何も変わらないけれど、その一人ひとりの SDGs に向けた環境への考え・意見がいつかにかを変えようと思うからである。（南郷中3年）
- ・なるべく車を使わないように、自転車を使ったり、歩くようにしている。（南郷中3年）
- ・葉山町全体で数日かけて地球温暖化を伝えるイベントを行う。（葉山中1年）
- ・地球温暖化が進んでいるので、無駄に電気を使わないようにしている。（南郷中3年）



³ カーボンフットプリント・・・商品等の原材料調達から廃棄・リサイクルに至るまでのライフサイクル全体を通して排出される温室効果ガスの排出量を CO₂ に換算して、商品等に分かりやすく表示する仕組みです。

⁴ カーボンオフセット・・・市民、企業、自治体等が、自らの温室効果ガスの排出を認識し、これを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（クレジット）を購入すること等により、その排出量を埋め合わせるという考え方です。

1. 葉山町の基本施策

(1) 森林の保全

緑豊かな葉山を次世代に引き継いでいくために、町有緑地を適切に管理するとともに、民有緑地の保全に対する助成を行い、身近な緑の維持・増進に努めます。

また、ボランティア団体や地域の子供たちと一緒にみどりを守り育てる取組みを進めるとともに、首都圏で特に良好な自然環境を有する緑地については、地域制緑地⁵として保全します。

(2) 海岸・河川などの水辺地の保全

河川を整備する際は、安全性の向上と自然環境に配慮しつつ、やすらぎとうるおいを感じることができる水辺空間を創造し、様々な世代の住民が交流できるようにします。

近年、世界的な問題となっている海洋プラスチックやマイクロプラスチックの発生防止のため河川及び海岸の美化清掃活動を推進します。



クリーンはやま（ビーチクリーン）

(3) 動植物・生態系の保全

生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある外来生物や、人の生活に被害を与える有害鳥獣の対策を推進することで、在来の生物や貴重な生態系を守ります。

動植物とのふれあいや自然観察などの機会を設け、町内の自然環境に対する親しみを醸成します。

人と自然が共存する生態系である里山を維持し、生物多様性を保全する取組みを進めます。

関連する計画等



緑の基本計画



森林整備計画 など



湘南国際村緑地

⁵ 地域制緑地・・・首都圏近郊緑地保全法などにより開発行為等が制限されている地区のこと。



2. 環境配慮・行動指針

なぜ配慮するの？

- 里山や森林は、人が適切に管理することによって多様性や保水機能が向上したり、CO₂吸収量が増えるからです。
- 道路や山林に捨てられたごみは、風雨で流されて海に出てしまうと回収が難しくなるからです。
- 地域の生物はお互いに影響しあいながらバランスを保っていますが、外来生物はそのバランスを崩し、在来種が死滅したり、人の生活に被害を及ぼすようになる恐れがあるからです。

《町民の行動》

- 所有する土地の樹木などの維持管理を行い、緑地の適正な保全に努めます。
- 外来の動植物やペットを野外に放したり、野生生物への餌やりはしません。
- 動植物・生態系に配慮し、外来生物等の被害防除に努めます。

《事業者の行動》

- 良好な緑地の保全、維持管理や増進に努めます。
- 適正に伐採された木材の使用、環境負荷の少ない素材の使用や工法の選択に努めます。
- 地域の清掃活動に参加します。

《滞在者の行動》

- 地域の動植物・生態系に配慮し、生物の持出し、持込みなどはしません。
- 地域の環境を尊重してレジャーを楽しみ、環境を損なうことはしません。

中学生の声（環境のためにしていること・葉山町に協力してほしいこと）

- 木を植えるボランティアに積極的に参加している。少しでも温暖化を削減するため。（南郷中2年）
- 海に行ったときには、ゴミ拾いをしている。（葉山中1年）
- 葉山に生息している動物・生き物についてもっと教える機会を作ってほしい。（葉中3年）
- 植樹。森林伐採をあまりしないでほしい。地球温暖化をこれ以上進めないため。生き物の住処をなくさないため（葉山中2年）
- 海のクリーン活動だけでなく山のクリーン活動もやったほうが良いと思う（葉山中2年）



1. 葉山町の基本施策

(1) 土地利用

総合計画や都市計画マスタープランなど、土地利用に関する計画との整合性を図り、総合的・計画的な土地利用を推進します。また、災害に備えながらも自然と共生し、生態系に配慮した土地利用をするために、グリーンインフラの推進等を検討します。

(2) 良好な景観の確保

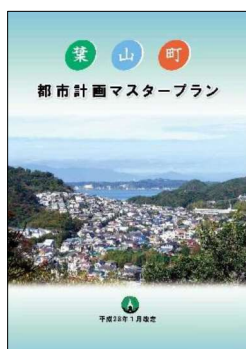
まちづくり条例、風致地区条例等により良好な景観の確保をします。既存の住宅においても、いけがき設置助成制度等により更なる緑化を推進し、潤いと安らぎのある緑豊かな生活環境づくりに努めます。

また、公共施設や公共空間の美化を推進するため、ポイ捨てや不法投棄防止対策に努めます。

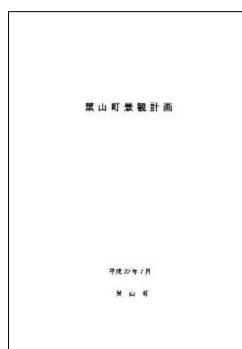
(3) 生活環境の保全

町民が健康で安心・安全に暮らせる生活環境の保全に向けて、騒音、振動、悪臭などの公害の発生を防ぐ必要があります。これらの公害による生活被害は、社会情勢の変化や生活スタイルに深く関わった問題であることから、町民一人ひとりが被害者であると同時に、直接又は間接的にその要因を生み出している側面も持ち合わせています。町では、国や県と連携し、町民や事業者、滞在者に対して環境保全の行動を促す取組みを推進するとともに、啓発や指導を適切に行うことで、町民が健康で安心・安全に暮らせる生活環境の保全に努めます。

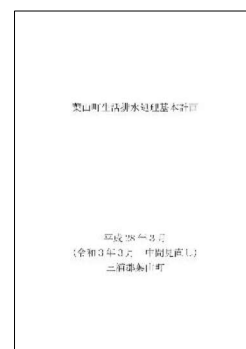
関連する計画等



都市計画マスタープラン



景観計画



生活排水処理基本計画 など



花の木公園でくつろぐ家族



2. 環境配慮・行動指針

なぜ配慮するの？

- 生活の中で親しんできた町並みなどを将来へ引き継ぐためです。
- 自然と共生しながら、災害に備える必要があるからです。
- 合併処理浄化槽を適正に管理することにより、放流水の悪化を防ぐと共に悪臭等を予防し、快適な生活環境が保てるからです。
- 公害の発生による生活被害を防止するためです。
- 地域内で生活習慣の違う人々が生活するため、生活騒音など周辺への配慮が必要となるからです。

《町民の行動》

- ごみのポイ捨てをせず、きれいな町にするよう心掛けます。
- 浄化槽を適切に維持管理し、公共下水道整備区域では速やかに下水道に接続します。
- いけがきの設置など緑豊かな生活環境づくりに努めます。
- 生活に伴い発生する騒音や悪臭の抑制に心掛けます。

《事業者の行動》

- 土地利用に関する各種計画を遵守し、グリーンインフラの導入を検討します。
- 有害物質、廃棄物の管理を徹底し、産業廃棄物の適正処分を徹底します。
- 浄化槽を適切に維持管理し、公共下水道整備区域では速やかに下水道に接続します。
- 工事の際は低騒音型の機械を使用するとともに、作業時間に配慮します。

《滞在者の行動》

- ごみは持ち帰り、良好な環境を維持します。
- 河川等を汚さず、汚染に繋がるまき餌や漁具の使用に配慮します。
- 深夜の騒音など近隣住民へ配慮します。

中学生の声（環境のためにしていること・葉山町に協力してほしいこと）

- ジュニアリーダーに入って伝統や葉山の良さを伝える。（葉山中2年）
- 近所の人とすれちがった時にあいさつをする。（南郷中1年）
- 騒音を減らすために声掛けやポスターを貼ってほしい。（葉山中2年）
- 大きなビルを作らないでほしい（大きな建物）。山を崩して新しい建物を作らないでほしい（葉山中2年）
- 次々に新しい建物を建てずに少しずつ様子を見て、いるのかいないのかしっかり判断してから建ててほしい。（南郷中3年）



1. 葉山町の基本施策

(1) ゼロ・ウェイストの推進

町では、平成20(2008)年6月に「葉山町ゼロ・ウェイストへの挑戦」を表明し、町民・事業者・町が三位一体となつてごみの資源化・減量化に取り組んでまいりました。その結果、資源化率は50%を超え、全国的に見ても非常に高い水準となっています。更なる資源化・減量化に向け、引き続き「ゼロ・ウェイスト」を推進します。



しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症の影響による社会ニーズの多様化や、新たな生活様式の定着等により、ごみの内容物や排出量にも変化が生じることが想定され、時代に合わせて推進していく必要があります。

ゼロ・ウェイスト社会、循環型社会の実現に向けては、引き続き生ごみの自家処理による減量化に取り組んでいくことに加え、クリーンセンターを再整備し、更なる資源化・減量化を推進するとともに、町民や事業者、関係機関との協働による3R+1⁶の取組みを推進します。

(2) ごみ・資源の適正な処理

平成26年6月より導入した戸別収集・資源ステーション収集については、利便性の向上と収集の効率化、ごみの発生抑制・資源化・減量化への理解を深める等、様々なメリットがあることから維持しますが、新型コロナウイルス感染症の影響や高齢人口の増加等による社会状況の変化とあわせ、効率的且つ安定的な収集方式・体制を検討します。

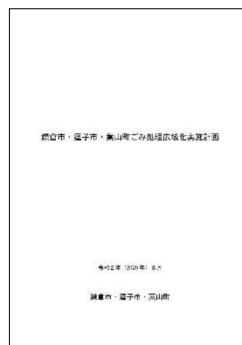


また、令和2年8月に策定した「鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画」に基づき、ごみ処理の安定化や環境負荷の軽減、資源の有効活用に向けて、ごみの計画的な削減と資源化に向けた処理体制についても検討します。

関連する計画等



ごみ処理基本計画



鎌倉市・逗子市・葉山町ごみ処理広域化実施計画



はやまクリーンプログラム など

⁶ 3R+1・・・3Rは Reduce (リデュース：発生抑制)、Reuse (リユース：再使用)、Recycle (リサイクル：再生利用) の3つのRの総称で、1つのRをプラスして4Rとも言います。4つ目のRは、Refuse (リフューズ：拒否)、Repair (リペア：直す)、Returnable (リターンナブル：戻す)、などさまざまあり、これらに取り組むことで循環型社会をつくらうとするもので



2. 環境配慮・行動指針

なぜ配慮するの？

- ・持続可能な社会、脱炭素社会の実現には、ごみの減量化・資源化を推進する必要があるからです。
- ・大量消費、大量廃棄から循環型社会へ転換するため、ごみに対する認識を改め環境への負荷を減らす必要があるからです。
- ・適正に分別を行うことにより、資源化を推進するからです。

《町民の行動》

- 生ごみ自家処理容器等を活用し、生ごみの減量に努めます。
- 余計なものを買わない、食材を使い切るなど、フードロス・食品ロスの削減に努めます。
- ごみの発生を抑制し、分別による適正排出を徹底します。

《事業者の行動》

- 産業廃棄物の発生抑制に努め、自主回収システムの構築を進めます。
- 適正な分別をし、廃棄物の適正な処理を処理業者に求めます。
- ドギーバッグ等を用意するなど、フードロス・食品ロス削減に努めます。
- 食品リサイクル法への取組みを行い、事業系生ごみの削減に努めます。

《滞在者の行動》

- ごみの発生を抑制し、分別ルールに従います。
- 余計なものを注文しない、ドギーバッグを利用し持ち帰る等、フードロス・食品ロスの削減に努めます。

中学生の声（環境のためにしていること・葉山町に協力してほしいこと）

- ・水筒を持ち歩く（葉山中3年）
- ・キエーロを使っている（南郷中2年）
- ・フードロスを減らすため食材の食べられるところはなるべく使う。
フードロスは世界の問題で、使えるところを捨ててしまう人が多いことを知り、少しでもフードロスを減らしたいから（葉山中1年）



す。

1. 葉山町の基本施策

(1) 環境教育の推進と情報の発信

中学生に行ったアンケートでも環境教育の提供を要望する声が多くありました。町が幼児や小学生を対象に行っている里山管理体験や潮干狩り・稚魚放流等の体験型学習以外にも出前講座などを積極的に行い、環境教育の推進を図ります。

また、町民や事業者が環境知識や情報を容易に取得できるよう、町ホームページ等における環境情報の充実を図り、積極的に発信します。



出前講座の様子

(2) 町民・事業者・関係自治体との取組みと協働

町では町民有志によるごみボランティア「ごみへらし隊」とともに協働でごみ・資源物の減量化・資源化に努めてきました。

また、民間事業者と協定を締結し、連携して環境への取組みを進めています。今後も既存の取組みを継続しつつ、官民連携だけではなく、町民と事業者間である民民連携や、町・町民・事業者が三位一体となった連携ができるような仕組みをつくり、推進します。



民間企業との協定

(3) 総合的環境配慮

開発事業を行う事業者に対し、自然環境への負荷の低減や周辺的生活環境への自主的な環境配慮（簡易的なアセスメント）を行うよう求めています。

自主的な環境配慮について、その取組みを公表するとともに、必要に応じて住民から意見を聴取する機会を設けるよう指導することで、住民と事業者間のコミュニケーションを更に促進します。



さまざまな協働



2. 環境配慮・行動指針

なぜ配慮するの？

- ・身近なところで、環境教育・学習を学びあい、それぞれ個人が地域で環境保全に取り組む必要があるからです。
- ・環境情報に関心を持つことで、環境保全に取り組み始めるからです。
- ・地域や団体と連携して取り組むことで、保全活動が推進できるからです。
- ・町民・事業者がそれぞれ積極的にコミュニケーションを図ることで、調和した環境に繋がるからです。

《町民の行動》

- 家庭、地域、学校など様々な場面で環境について学びあいます。
- 環境に関する情報に関心を持ちます。
- 地域、団体と協働して環境保全活動をします。

《事業者の行動》

- 開発の際には町民に向けて積極的に情報を公開し、周辺環境へ配慮を行います。
- 職場で環境について積極的に学びあい、環境配慮を自覚して行動をします。
- 環境に関する情報提供や講習会等の案内をします。
- 地域、団体と連携して環境保全活動をします。
- 持続可能なまちづくりを目指し、環境配慮に努めます。

《滞在者の行動》

- 環境について学び、地域特性に関心を持ちます。
- 地域、団体と協働して環境保全活動に参加・協力します。

中学生の声（環境のためにしていること・葉山町に協力してほしいこと）

- ・友達と SDGs の団体を作り観光客の増える夏にはゴミ拾い、声掛け、ポスター作りなどを考えています（葉山中2年）
- ・環境破壊や温暖化などの問題について知る。知らないと、何もできないから。（葉山中2年）
- ・緑を増やす活動。町民がもっと自然と触れ合えるための仕組みの改善（葉中2年）
- ・町のみんなで海の掃除、陸の掃除、山の掃除をしたらみんなの意識も変わり環境がより良くなるのではないのでしょうか。（南郷中2年）

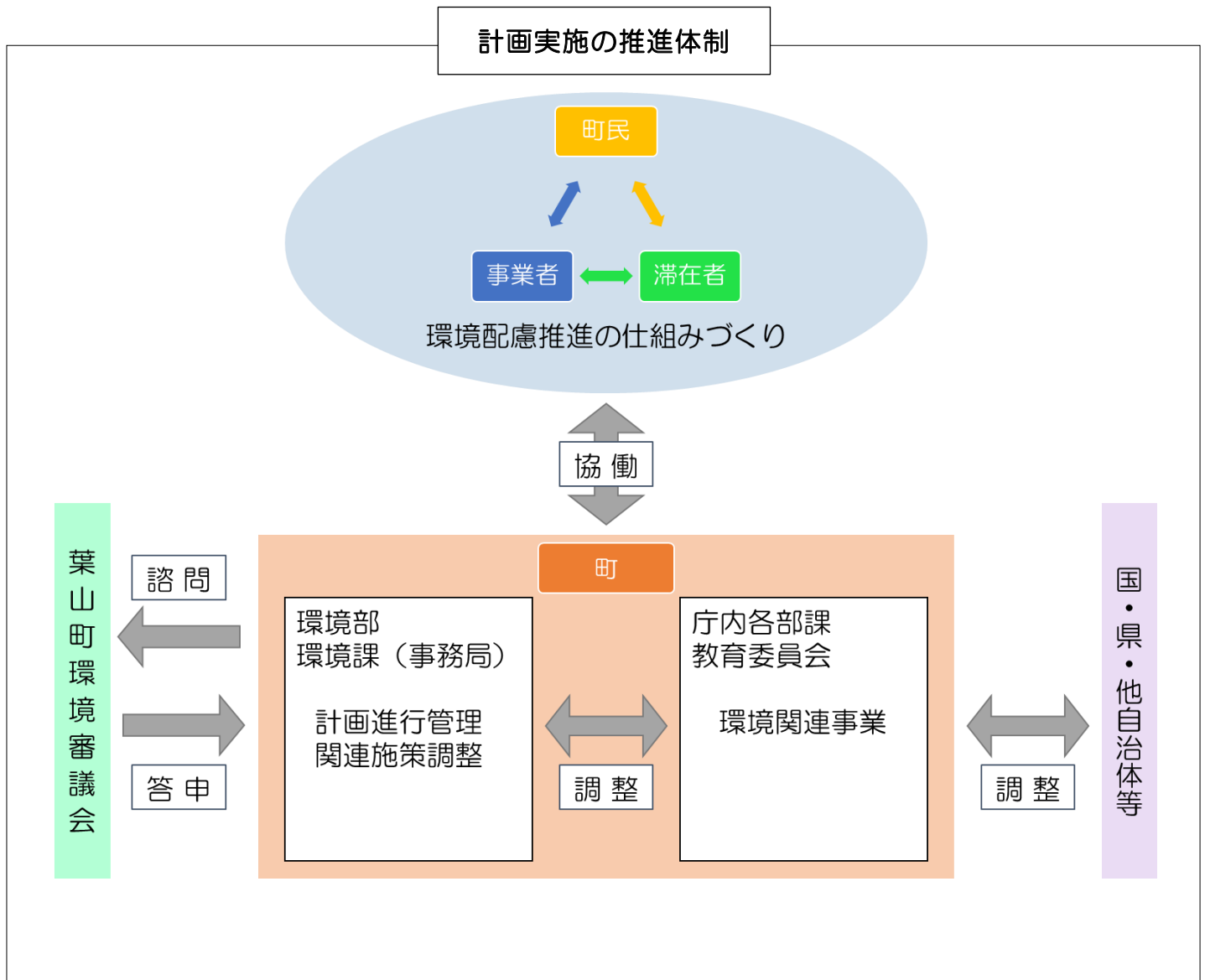


第4章 計画の推進

1. 計画の推進体制

望ましい環境像を実現するためには、推進主体である町民、事業者、滞在者、町（行政）がそれぞれの立場で関わり、環境保全活動を実施することが重要です。

また、環境問題の解決に向けた施策の実施については、町の財政状況や他の施策・計画の状況を考慮し、4者による協働と連携により、持続可能な活動の推進を図っていく必要があります。

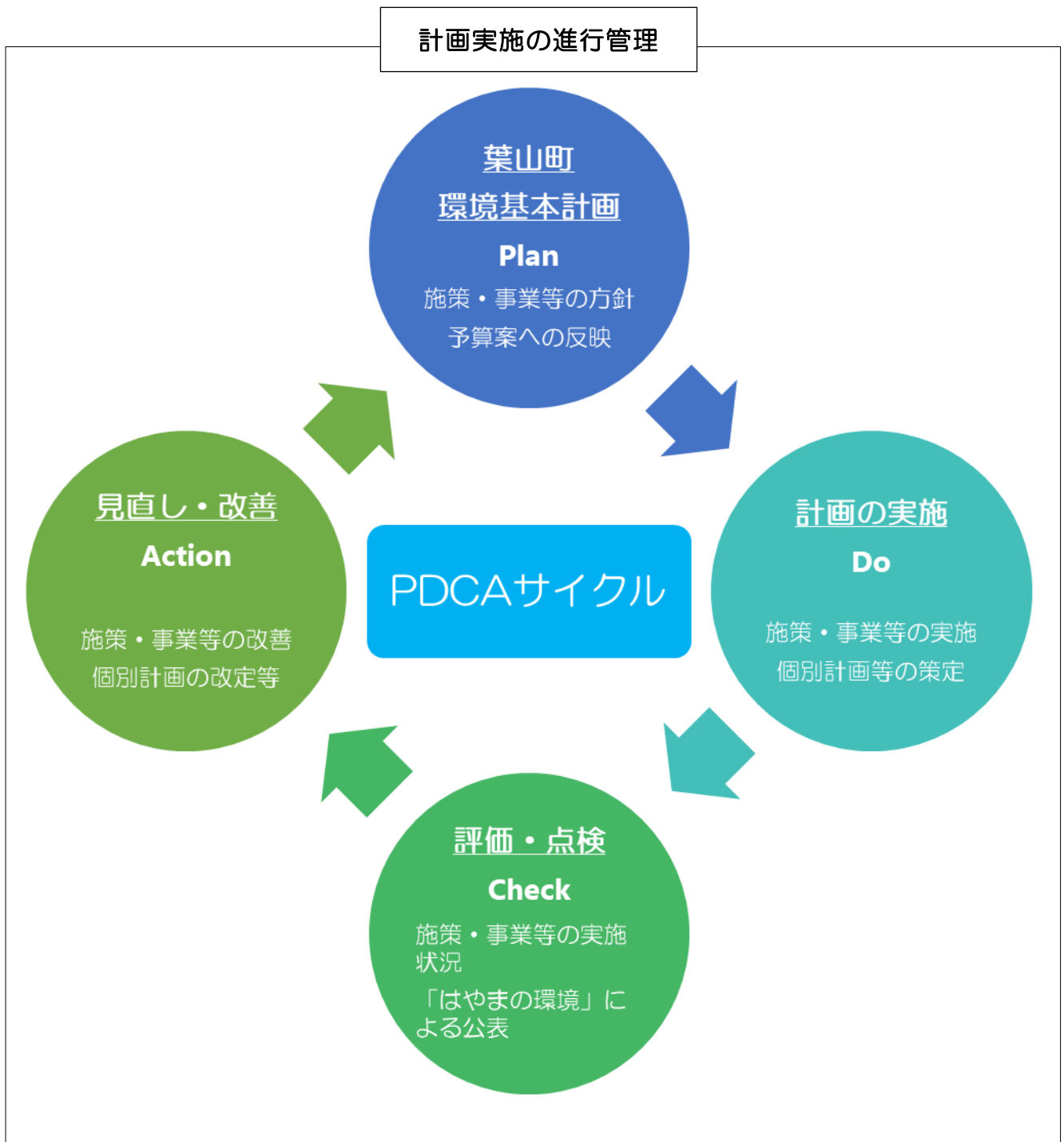


2. 計画の進行管理

本計画では、各施策の進捗状況を点検・評価することにより、計画の進行管理を行います。

実施方法については、「PDCA サイクル」を基本とし、点検・評価を行い、総合計画との調整を図ることとします。

また、本計画による関連事業の内容について行政評価による改善見直しを繰り返し、関係各課と連絡調整を行い、進捗状況を環境審議会へ報告するなど、広報等により町民へ公開していく仕組みづくりに努めます。



資料編

1. 葉山町環境基本条例

葉山町環境基本条例(抄)

平成 11 年 4 月 9 日
葉山町条例第 6 号

私たちのまち葉山は、美しい海と緑の山々に囲まれた素晴らしい自然環境に恵まれ、ここに生活する人々の参加と努力により、静かなたたずまいのまち及び快適な保養地として今日に至っている。

今を生きる私たちは、良好な環境の下で、安全かつ快適な生活を営む権利を有するとともに、先人から受け継いだ恵み豊かな環境を次の世代に引き継ぐことができるように環境を保全する責務を担っている。

そこで、私たちすべての共有財産である環境の保全に取り組み、今ある環境を損なうことなく、美しい自然と住み良い郷土を守るため、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、事業者、町民及び滞在者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな生活を営む上で必要となる良好な環境を確保するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、町、事業者及び町民がそれぞれの責務を自覚して、公平な役割分担の下に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地球的規模の環境問題を町、事業者及び町民が自らの課題と認識し、それぞれの事業活動及び日常生活において、積極的な取組によって行われなければならない。

(環境基本計画)

第 9 条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、事業者及び町民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、葉山町環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(報告書の作成等)

第 10 条 町長は、環境の状況、環境基本計画に基づき実施された施策の状況等を明らかにした報告書を定期的に作成し、これを公表しなければならない。

2. 葉山町環境基本計画の改定経過

環境審議会等の検討経過

令和元年度

7月 1日	審議会委員委嘱
1月16日	第2回環境審議会「環境基本計画の改定について（諮問）」

令和2年度

新型コロナウイルス感染症の影響により未開催

令和3年度

6月17日～ 7月20日	中学生へ環境に関するアンケートの実施
7月 1日	審議会委員委嘱
8月19日	第1回環境審議会
10月21日	第2回環境審議会
12月20日	第3回環境審議会
1月 日～	パブリックコメントの実施
2月 日	
3月 日	第4回環境審議会「答申」
3月下旬	葉山町環境基本計画改定

3. 環境審議会

(1) 葉山町環境審議会委員名簿

役 職	氏 名	現 職 等	備 考
会長	原科 幸彦	千葉商科大学学長	学識経験を有するもの
	錦澤 滋雄	東京工業大学准教授	学識経験を有するもの
	矢板 千英子	県横須賀三浦地域県政総合センター 環境部長	行政機関の職員
	三井 修	二子山山系自然保護協議会 副理事長	その他町長が認める者 (町民代表者)
	相馬 立夫	建築設計事務所代表	
副会長	加藤 清	葉山町商工会理事	その他町長が認める者 (商工業関係者)
	石井 春夫	葉山野菜の会会長	その他町長が認める者 (農業関係者)
	角田 正美	葉山町漁業協同組合 代表理事組合長	その他町長が認める者 (漁業関係者)

任期：令和3年7月1日～令和5年6月30日

(2) 諮問書

葉環 第 417 号
令和 2 年 1 月 16 日

葉山町環境審議会
会長 原科 幸彦 様

葉山町長 山梨 崇仁

葉山町環境基本計画の改定について（諮問）

葉山町環境審議会規則第 2 条の規定により、次の事項について貴審議会の意見を求めます。

- 1 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- 2 環境の保全及び創造に関する重要事項

(3) 答申書

(4) 関連制度

(条例)

- ・葉山町污水处理場の設置及び管理に関する条例（昭和58年条例第12号）
- ・葉山町都市公園条例（昭和60年条例第2号）
- ・ふるさと葉山みどり基金条例（昭和63年条例第7号）
- ・葉山町廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成7年第14号）
- ・葉山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成8年条例第8号）
- ・葉山町土地埋立て等の規制に関する条例（平成10年条例第14号）
- ・葉山町環境基本条例（平成11年条例第6号）
- ・葉山町の美化促進に関する条例（平成12年条例第15号）
- ・葉山町まちづくり条例（平成14年条例第17号）
- ・安全で快適な葉山海水浴場の確保に関する条例（平成22年条例第5号）
- ・葉山町風致地区条例（平成26年条例第19号）

(規則)

- ・葉山町環境審議会規則（平成11年規則第23号）

4. 環境に関するアンケート

実施期間：令和3年6月17日（木）～7月20日（火）

対象：町立中学校2校 全学年全クラス

回答総数：726

アンケートは全学年全クラスで実施し、回答数726件、回答率は92.4%でした。

アンケートをどのように実施するかは各学校にお任せしました。

葉山中ではクラスの状況に合わせて、授業やホームルーム等の時間で取り組んでいただき、南郷中では社会科の授業の一環として取り組んでいただきました。設問は次のとおりです。

設問一覧

①地球温暖化のこと

地球の平均気温が徐々にあがっています。これを地球温暖化といいます。

地球温暖化によって世界中で異常気象がおきていると言われていて、最近では台風や大雨などによる災害や北極の氷が減るなど、さまざまな問題がおきています。

地球温暖化について、感じていることを教えてください。（何か意見があれば「その他」に入力してください）

問題だと感じている 知っているが、特に問題だと感じてはいない 知らない
その他（自由入力）

②ごみのこと

食べ残しや、まだ使える物がたくさん捨てられ、世界中でごみが増えています。

このままでは、いつか地球がごみでいっぱいになるかもしれません。

ごみについて、感じていることを教えてください。（何か意見があれば「その他」に入力してください）

問題だと感じている 知っているが、特に問題だと感じてはいない 知らない
その他（自由入力）

③自然のこと

海や山、川などの自然やたくさんの生き物はお互いに関わりあって存在しています。

自然が失われると、たくさんの生き物が絶滅してしまうかもしれません。

海・山・川・生き物などについて、感じていることを教えてください。（何か意見があれば「その他」に入力してください）

自然や生き物が少なくなってきたと感じる 特に何も感じていない
その他（自由入力）

④あなたが町の中でよく遊んでいるところ、行っているところはどこですか？

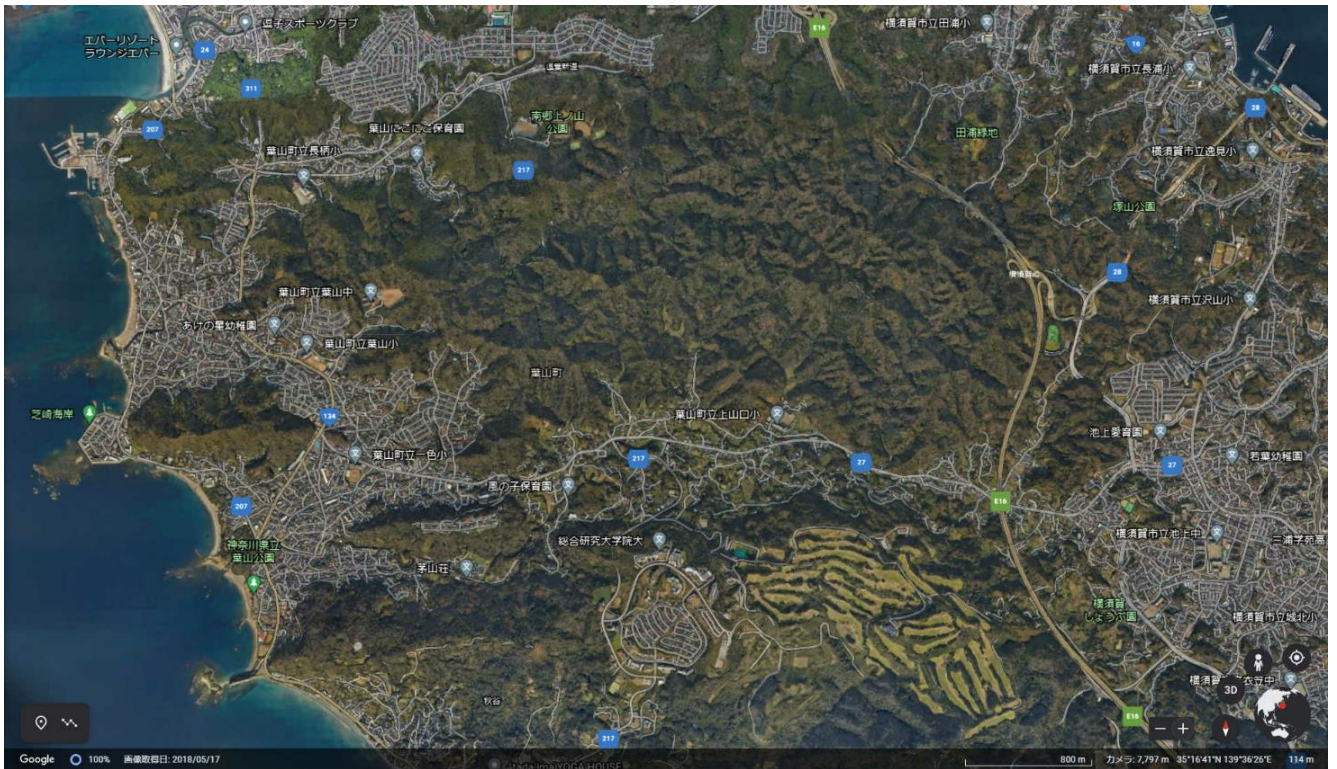
※過去（小学生のころなど）によく遊んでいたところでもかまいません。（複数入力可）

海 川 山 公園 学校・図書館 児童館・町内会館 その他（自由入力）

- ⑤あなたが葉山町の環境で好きなところ、10年後も残したいと思う環境はどんなところですか？理由も含めて教えてください。
※場所、物、風景などでもかまいません。
- ⑥あなたが葉山町の環境で嫌いなところ、改善したいところはどんなところですか？理由も含めて教えてください。
※自然環境だけでなく、生活環境などでもかまいません。
- ⑦あなたが環境のためにしていること、心がけていることがありますか？理由も含めて教えてください。
※やっている事、やりたい事などでもかまいません。
- ⑧あなたが環境を守るため、葉山町に協力してほしいことは何ですか？理由も含めて教えてください。
※アイデアでもかまいません。
- ⑨あなたが葉山町の環境について、詳しく知りたいことや場所がありますか？理由も含めて教えてください。



衛星写真から見る葉山町周辺



衛星写真から見る葉山町

第3期葉山町環境基本計画（素案） 2022-2030

発行日 令和3年12月
 発行 葉山町
 〒240-0192 神奈川県三浦郡葉山町堀内 2135
 TEL 046-876-1111（代表）
 編集 葉山町環境部環境課